

平成26年度 予算案の概要

(厚生労働省医政局)

平成26年度 予算案	1,851億3千1百万円
うち、医療提供体制の改革のための新たな財政支援(基金)	602億4千4百万円
平成25年度 当初予算額	1,443億2千8百万円
差引増減額	408億3百万円
対前年度比	128.3%

(注1) 上記計数は、厚生労働科学研究費補助金等は含まない。

(注2) 計数は、特段の記載がない限り全て国費を記載。

平成26年度厚生労働省医政局予算案の主要施策

医療提供体制の改革のための新たな財政支援(基金)の創設

公費903.7億円(国:602.4億円、地方:301.2億円)

内訳	消費増収活用分	公費543.7億円(国:362.4億円、地方:181.2億円)
	上乗せ措置分	公費360.0億円(国:240.0億円、地方:120.0億円)

医療従事者の確保・養成や在宅医療の推進、病床の機能分化・連携を図るため、関係法律の改正法案を平成26年通常国会に提出し、社会保障制度改革プログラム法に盛り込まれた新たな財政支援制度(各都道府県に基金を設置)を創設する。

なお、国が策定する基本方針や交付要綱の中で、都道府県に対して官民に公平に配分することを求めるなどの対応を行う予定。

救急医療や専門医による診療へのアクセスの強化 60.3億円

・ドクターヘリ運航体制の拡充	48.8億円
・救急医療体制強化事業	8.0億円
・専門医認定支援事業	3.4億円

医療分野の研究開発の促進等 323.6億円

(1) 医療分野の研究開発の司令塔機能の創設に向けた取組の推進	41.1億円
・早期・探索的臨床試験拠点整備事業等	13.2億円
・臨床研究中核病院整備事業	25.2億円 等
(2) 国立高度専門医療研究センターの体制の充実等	282.6億円

医療関連産業の活性化 5.0億円

(1) 再生医療の安全性の確保等に向けた取組	1.5億円
・再生医療等提供状況管理委託事業	0.8億円
・細胞培養加工施設許可調査事業	0.6億円 等
(2) 世界に通じる国産医療機器創出のための拠点及び支援体制の整備	0.6億円
(3) 医療の国際展開の推進	2.9億円
・外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進等事業	1.6億円
・医療国際展開推進等事業	0.7億円 等

「好循環実現のための経済対策」要求施策（平成25年度補正予算案）

競争力強化策

32.3億円

○革新的な医薬品等の研究開発等の推進

- ・臨床研究中核病院等の整備 14.1億円
- ・国立高度専門医療研究センターにおける治験・臨床研究体制の整備等 10.4億円
- ・再生医療実用化研究実施拠点の整備 3.7億円
- ・良質な医療の提供に資する情報基盤の整備 2.2億円
- ・ICTを活用した地域医療ネットワークの基盤整備 1.5億円
- ・外国人患者受入れ医療環境の整備推進 0.5億円

復興、防災・安全対策の加速

115.2億円

○医療施設の防災対策の推進

- ・医療施設の防火対策 101.3億円
- ・医療施設の耐震化 13.9億円

主要施策

1. 医療提供体制の改革のための新たな財政支援制度の創設

医療従事者の確保・養成、在宅医療・介護の推進、病床の機能分化・連携等のため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度を創設する。

医療従事者の確保・養成や在宅医療の推進、病床の機能分化・連携を図るため、関係法律の改正法案を平成26年通常国会に提出し、社会保障制度改革プログラム法に盛り込まれた新たな財政支援制度（各都道府県に基金を設置）を創設する。

なお、国が策定する基本方針や交付要綱の中で、都道府県に対して官民に公平に配分することを求めるなどの対応を行う予定。

新たな財政支援の対象事業（案）は次の通りであり、関係法律の改正法案が成立した後、決定する。【新規】

公費90,366百万円(国:60,244百万円、地方:30,122百万円)

〔内訳 消費税増収活用分 公費54,366百万円(国:36,244百万円、地方:18,122百万円)
上乗せ措置分 公費36,000百万円(国:24,000百万円、地方:12,000百万円)〕

1 医療従事者等の確保・養成

- ・ 医師確保対策として、都道府県における医師確保のための相談・支援機能（地域枠に係る修学資金の貸与事業を含む）の強化や、地域医療に必要な人材の確保等の事業、産科等の不足している診療科の医師確保事業、女性医師の復職支援等への財政支援を行う。
- ・ 看護職員等確保対策として、新人看護職員等への研修や、看護師等の離職防止・定着促進等に係る事業、看護師等養成所の運営等への財政支援を行う。
- ・ 医療従事者の勤務環境改善対策として、都道府県における医療従事者の勤務環境改善の支援体制の整備や、院内保育所の運営等への財政支援を行う。
※医療機関の勤務環境改善に係るワンストップの相談支援体制の構築のため、この他、労働保険特別会計に222百万円を計上

2 在宅医療(歯科を含む)の推進

- ・ 在宅医療の実施に係る拠点・支援体制の整備や、在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成に資する事業等への財政支援を行う。

3 医療提供体制の制度改革に向けた基盤整備

- ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備や、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備、医療従事者の確保に資する医療機関等の施設及び設備等の整備への財政支援を行う。

※病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備については、平成26年度は回復期病床等への転換など現状でも必要なもののみ対象とすることとし、平成27年度から都道府県において地域医療ビジョンが策定された後、さらなる拡充を検討する。

II. 救急医療、周産期医療などの体制整備

救急、周産期などの医療提供体制を再建し、安心して暮らすことのできる社会を実現する。

1 救急医療体制の充実

859百万円及び医療提供体制推進事業費補助金15,100百万円の内数

① ドクターヘリ運航体制の拡充

4,884百万円※医療提供体制推進事業費補助金15,100百万円の内数となる

- 迅速な医療の提供が必要な全ての国民に、いち早い医療の提供を可能とすることを目指し、ドクターヘリの運航に対する支援を行う。

② 救急医療体制の強化

802百万円

- 救急医療体制の強化を図るため、地域の消防機関等に設置しているメディカルコントロール協議会に専任の医師を配置するとともに、長時間搬送先が決まらない救急患者を一時的であっても受け入れる医療機関の確保を支援する。

【新規】

③ 救命救急センター等への支援

57百万円及び医療提供体制推進事業費補助金15,100百万円の内数

- 救急医療体制の充実・強化を図るため、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター等へ必要な支援を行う。
- 超急性期にある小児の救命救急医療を担う「小児救命救急センター」の運営への支援や、その後の急性期にある小児への集中的・専門的医療を行う小児集中治療室の整備などに対する必要な支援を行う。

2 周産期医療体制の整備

75百万円及び医療提供体制推進事業費補助金15,100百万円の内数

- 地域で安心して産み育てることのできる医療の確保を図るため、総合周産期母子医療センターやそれを支える地域周産期母子医療センターの新生児集中治療管理室(NICU)、母体・胎児集中治療管理室(MFICU)等へ必要な支援を行う。

3 へき地保健医療対策の推進

2,006百万円

- ・ へき地・離島での医療提供体制の確保を図るため、総合的な企画・調整を行うへき地医療支援機構の運営や、へき地診療所への代診医の派遣、無医地区等で巡回診療を行うへき地医療拠点病院の運営等について必要な支援を行う。【一部新規】

4 災害医療体制の充実

219百万円

- ・ 災害医療体制の充実・強化を図るため、災害時に都道府県や災害拠点病院等との連絡調整等を担う災害派遣医療チーム (DMAT) 事務局の運営や、DMAT に関する研修、広域災害・救急医療情報システム (EMIS) の運用等を行う。
- ・ 医療チームの派遣に関する調全体制を強化するため、災害時に各都道府県の災害対策本部の下に設置される組織において医療チームの派遣調整業務等を行う人員 (災害医療コーディネーター) を対象とした研修を実施する。【新規】

(参考) 【平成 25 年度補正予算案】

○医療施設の防災対策の推進

11,522百万円

医療施設における防災対策を推進するため、有床診療所等におけるスプリンクラーの設置等及び災害拠点病院等の耐震化に要する費用に対して補助を行う。

III. 地域医療確保対策の推進

できる限り住み慣れた地域で、その人にとって適切な医療サービスが受けられる社会の実現に向け、医療提供体制の整備のための取組を推進する。

1 専門医に関する新たな仕組みの導入に向けた支援

343百万円

- ・ 医師の質の一層の向上を図ることなどを目的とする専門医に関する新たな仕組みが円滑に構築されるよう、地域における専門医の養成プログラムの作成支援等を行う。【新規】

2 ナースセンター機能の強化など看護職員の確保対策の推進

685百万円

- ・ 看護職員確保対策を強化するため、看護師等の免許保持者届出制度の創設の検討とあわせて、ナースセンターによる効果的な復職支援の実施を目指し、アクセスしやすく、かつ、より幅広く登録できる新たなシステムを構築する。【一部新規】

- 平成28年以降の看護職員の需給見通しを策定するとともに、総合的な看護職員対策などを検討する。【新規】

3

チーム医療の推進(特定行為に係る看護師研修制度における指定研修機関の設置準備への支援など) 38百万円

- 多職種協働によるチーム医療の取組を推進する一環として、医師又は歯科医師の指示の下、プロトコール(手順書)に基づき、特定行為(診療の補助のうち、実践的な理解力、思考力及び判断力を要し、かつ高度な専門的知識及び技能をもって行う必要のある行為)を行おうとする看護師の研修を実施する指定研修機関の設置の準備の支援を行う。【新規】
- 医師又は歯科医師の指示の下、プロトコール(手順書)に基づき、特定行為を行おうとする看護師の研修制度の具体的な検討に向けて、看護業務の実施状況の検証を行う。

4

在宅医療提供体制の整備 166百万円

- 小児等の在宅患者に対する在宅での療養への不安の解消を図るなどの支援体制の強化等を図ることにより、地域の在宅医療提供体制を拡充するためのモデル事業を行う。

5

歯科保健医療対策の推進
192百万円及び医療提供体制推進事業費補助金15,100百万円の内数

- 地域の実情に応じた総合的な歯科口腔保健医療施策を進めるための体制の確保、障害者・障害児、要介護高齢者等に対する歯科保健医療サービス等の実施やこれを担う人材の育成、医科・歯科連携の実証された安全性や効果等の普及を図る。
- 8020運動について、成人の歯科疾患予防や検診の充実を行うなど、生涯を通じた歯の健康の保持を引き続き推進する。
- 糖尿病患者や要介護高齢者等に対する歯科検診を実施し、重症化予防や疾患予防の効果や、効果的となるスクリーニングや歯科保健指導の実施方法を検証する。【新規】

6

医療分野の情報化の推進
523百万円及び医療施設等設備整備費補助金659百万円の内数

- インターネットを介して診療情報のやり取りを行う場合のなりすましや改ざんといったリスクを回避するため、保健医療福祉分野における公開鍵基盤(HPKI)を普及・啓発するために必要な経費について支援を行う。

- ・ 「世界最先端 IT 国家創造宣言」において掲げられた「医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開」「患者・個人が自らの医療・健康情報を一元的、継続的に管理し活用する仕組みを推進する」取組にかかる実証事業や、根拠に基づく医療(EBM)の普及推進事業などの実施により、情報サービスの確立を目指す。
また、遠隔医療の普及・推進のため医療従事者の研修等について支援を行う。【一部新規】

7 新たな医療事故調査制度に基づく第三者機関の設立準備 34百万円

- ・ 新たな医療事故調査制度の施行に向け、医療機関からの調査結果の報告を受け遺族や医療機関からの求めに応じ医療事故の調査等を行う第三者機関において、具体的な制度運用に係る検討及び医療機関における院内調査報告を受け付ける体制整備等に必要な支援を行う。【新規】

8 患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療の実現に向けた取組 54百万円

- ・ 患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するために、終末期医療の決定プロセスに関するガイドラインを周知するとともに、医療機関における人生の最終段階における医療に関する相談員の配置や、困難事例の相談などを行うための複数の専門職種からなる委員会の設置等に必要な支援を行う。【新規】

(参考) 【平成 25 年度補正予算案】

○良質な医療の提供に資する情報基盤の整備 215百万円

医療の質を向上させるため、日々の診療行為、治療効果及びアウトカムデータ(診療行為の効果)を、一元的に蓄積・分析・活用するための情報基盤を整備する関係学会等の取組を支援する。

IV. 医療関連イノベーションの一体的推進

医療分野の研究開発を促進することなどにより革新的な医薬品・医療機器の実用化を推進し、あわせて医療関連産業の国際競争力を向上させる。

1

医療分野の研究開発の司令塔機能の創設に伴う研究開発の促進等

32, 365百万円

- ① 医療分野の研究開発の司令塔機能の創設に伴う取組の推進 1, 388百万円
- ・ 疾病を克服し、健康を増進することを目指して、医療分野の研究開発の司令塔機能の下で、革新的な医療技術を実用化するための研究を推進するとともに、他の医療機関に対する研究支援に関する体制整備など、医薬品等の実用化に繋がるシーズ数の増加や実用化までのスピードアップを図るための研究体制の強化を行う。また、早期・探索的臨床試験拠点（5箇所）、日本主導型グローバル臨床研究拠点（2箇所）について、臨床研究中核病院等と連携しつつ、それぞれの分野で中心的な役割を果たすことができるよう、その運営を支援する。【一部新規】
 - ・ 臨床研究の実施に当たり研究計画の審査等を行う倫理審査委員会について、審査の質の向上を推進するため、外部機関による倫理審査委員会の認定制度を構築する。【新規】
- ② 臨床研究中核病院の整備 2, 520百万円
- ・ 日本の豊富な基礎研究の成果から革新的な医薬品・医療機器を創出するため、臨床研究中核病院（10箇所）について、がん・再生医療等の分野の臨床研究や難病・希少疾病・小児疾患等の医師主導治験の実施とネットワークの構築に重点を置いて体制を強化する。

(参考) 【平成25年度補正予算案】

○臨床研究中核病院等の整備 1, 408百万円

国際水準の質の高い臨床研究等を推進するため、臨床研究中核病院及び早期・探索的臨床試験拠点について必要な設備整備を行う。

- ③ 臨床研究登録情報の検索ポータルサイトの構築 47百万円
- ・ 臨床研究・治験の情報提供について、国民・患者が利用しやすい新しいポータルサイトを構築する。【新規】
- ④ 国立高度専門医療研究センターの体制の充実等 28, 256百万円
- ・ 国際水準の質の高い臨床研究・治験が確実に実施される仕組みを速やかに構築するため、主に特定の疾患群の治療を対象とした病院と治療技術の実用化に軸足をおいた研究所を併設し、かつ自ら症例集積が可能な機能をもつ国立高度専門医療研究センターの治験・臨床研究体制等を整備する。【一部新規】

- ・ 循環器疾患の発症予防の調査研究等のデータを国立循環器病研究センターに集積し、予防・診断・治療法のモデル開発を推進する。【新規】

(参考) 【平成 25 年度補正予算案】

○国立高度専門医療研究センターにおける治験・臨床研究体制の整備等

1,041百万円

国際水準の質の高い治験・臨床研究が確実に実施される仕組みを構築するため、国立高度専門医療研究センターについて、治験・臨床研究体制を整備する。また、国立循環器病研究センターについて、予防・診断・治療法のモデル開発推進のための体制を整備する。

2 医療関連産業の活性化

500百万円

① 再生医療の安全性の確保等に向けた取組 151百万円

- ・ 平成 25 年 11 月に成立した再生医療等安全性確保法に基づき、再生医療等の安全性を十分に確保しつつ実用化を促進するため、再生医療等提供計画の審査や細胞培養加工施設の調査に必要な体制等を整備する。【新規】
- ※この他、地方厚生局における再生医療等提供計画の届出受理業務等として大臣官房地方課に4百万円計上

(参考) 【平成 25 年度補正予算案】

○再生医療実用化研究実施拠点の整備

365百万円

再生医療等の実用化を促進するため、再生医療等の提供機関間の連携を図り、研究成果を集約する再生医療実用化研究実施拠点を整備する。

② 世界に通じる国産医療機器創出のための拠点及び支援体制の整備 64百万円

- ・ 医療機器の研究開発を行う医療機関で、医療機器を開発する企業の人材を受け入れ、市場性を見据えた製品設計の方法に関する研修等を実施することにより、開発人材の育成や国内外の医療ニーズを満たす開発を推進する。【新規】

③ 医療の国際展開の推進

285百万円

- ・ 各国の医療ニーズ・制度等の把握や諸外国との協議を通じて、日本発の医療機器・医薬品の輸出や人材育成、日本で承認された製品の諸外国での許認可迅速化及び諸制度の整備支援を促進する。【一部新規】
- ・ 外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳等が配置されたモデル拠点の整備に向け、通訳育成カリキュラム作成や外国人患者向け説明資料の標準化などを図る。【一部新規】

(参考)【平成25年度補正予算案】

○外国人患者受入れ医療環境の整備推進

53百万円

外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳等が配置されたモデル拠点の整備に向け、通訳育成カリキュラム作成や外国人患者向け説明資料の標準化などの準備を開始する。

3 後発医薬品の使用促進

148百万円

- ・ 患者や医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、品質・安定供給の確保、情報提供の充実や普及啓発等による環境整備に関する事業等を引き続き実施する。
- ・ 平成25年4月に策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」のモニタリングを実施し、その結果に基づき専門家による検討会を開催して、後発医薬品の使用促進のために追加的に必要となる施策の検討を行う。【新規】
- ・ 後発医薬品のさらなる使用促進のため、後発医薬品の推進の意義や品質についての啓発資料を作成し、効果的な情報提供を行う。【新規】
※この他、「後発医薬品利用差額通知」の送付等の取組等として保険局等に416百万円計上

4 先進医療の推進

77百万円

- ・ 最先端の医療（抗がん剤等）について、外部機関等による専門評価体制を創設し、評価の迅速化を図る「最先端医療迅速評価制度（仮称）」（先進医療ハイウェイ構想）を推進することにより、先進医療の対象範囲を拡大する。

5 革新的な医薬品・医療機器の創出及び再生医療の実用化に関する研究費の重点化
11,942百万円※厚生労働科学研究費補助金にて計上

- ・ 革新的な医薬品・医療機器の創出及び再生医療の実用化を目指し、基盤研究から治験・臨床研究において医薬品・医療機器の実用化等に結びつく研究を重点的に支援する。
- ・ 難病・希少疾病・小児疾患などの医師主導治験の実施とネットワーク構築に重点を置いた臨床研究中核病院での国際水準の臨床研究等を支援する。

V. 各種施策

1

国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構における政策医療等の実施

49,044百万円

- ・ 全国的な政策医療ネットワークを活用し、がん、循環器病等に関する高度先駆的医療、臨床研究、教育研修、情報発信等を推進する。【一部再掲】

2

国立ハンセン病療養所の充実

32,722百万円

- ・ 入所者に対する療養体制の充実を図るとともに、居住者棟の更新築整備を行う。

3

経済連携協定などに基づく外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入等

164百万円及び医療提供体制推進事業費補助金15,100百万円の内数

- ・ 経済連携協定などに基づく外国人看護師候補者について、インドネシア及びフィリピンに加え、平成26年度よりベトナムからの受け入れを開始することに伴い、その円滑かつ適正な受け入れのため、看護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導や学習環境の整備、候補者への日本語や専門知識の学習支援などを行う。

4

死因究明体制の充実に向けた支援

155百万円

- ・ 異状死の死因究明の取組を進めるため、小児死亡事例に対する死亡時画像診断などの実施及び死体検案医の充実を図るための講習会の実施に必要な支援を行う。

5

「統合医療」の情報発信に向けた取組

11百万円

- ・ 近代西洋医学と伝統医学・相補代替医療とを組み合わせたとされる「統合医療」の有効性や安全性に関する学術論文等の情報を収集し、それらの信頼性（エビデンスレベル）の評価を行うために必要な支援を行う。

